

個人県民税

2 県税のあらまし

この税金は、県の行政に必要な経費を広く県民の皆さんに負担していただくためのものです。

個人県民税と個人市町村民税を合わせて一般に **住民税** とよばれています。



納める人

個人県民税には**均等割**と**所得割**があり、県内に住所のある個人などが納めます。

区分	均等割	所得割
その年の1月1日現在で県内に住所のある個人	○	○
その年の1月1日現在で県内に事務所、事業所、家屋敷を持っている個人でその市町村に住所を有しない方	○	—

○は納税義務があることを表します。



非課税

次のいずれかに該当する場合には、課税されません。

所得割と均等割とも非課税	・生活保護法による生活扶助を受けている方 ・障害者・未成年者・ひとり親・寡婦で前年中の合計所得金額が135万円以下の方 ・前年中の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方
所得割のみ 非課税	・前年中の総所得金額等が次の算式で計算した金額以下の方 同一生計配偶者又は扶養親族を有しない方 45万円 同一生計配偶者又は扶養親族を有する方 35万円 × (同一生計配偶者・扶養親族の数 + 1) + 42万円



申告

前年1年間の所得について、3月15日までに、その年の1月1日現在の住所地の市町村役場へ、個人の市町村民税と合わせて申告します。ただし、給与所得や公的年金所得だけの方や、前年中に所得のなかった方などは申告の必要はありません。

なお、所得税の確定申告書を提出した方は、住民税の申告書の提出は必要ありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項を必ず記載してください。



納税

1 紹介所得者（特別徴収）

6月から翌年5月までの12回に分けて紹介の支払者が毎月の給料から差し引いて納めます。

紹介を支払う際に所得税の源泉徴収をしている紹介支払者は、個人住民税（市町村民税+県民税）についても特別徴収の義務があります。（地方税法第321条の4）※詳細については65、66ページをご覧ください。

2 公的年金所得者（特別徴収）

4月、6月、8月、10月、12月及び翌年の2月に支給される年金から差し引いて、年金支払者が納めます。

※ 4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得にかかる住民税を納める義務がある方が対象です。

3 上記1及び2以外の所得者（普通徴収）

市町村から送られる納税通知書によって通常6月、8月、10月及び翌年1月の4回に分けて納めます。



納める額

〈均等割〉

所得金額にかかわらず定額で課税されます。

税率(年額) 2,500円

※ 森林湖沼環境税分1,000円を含みます。

森林湖沼環境税については、63ページをご覧ください。

※ 東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置分500円を含みます。(注)

(注)東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置

東日本大震災からの復旧・復興事業に必要な財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの10年間、個人住民税の均等割税率に1,000円（県民税500円、市町村民税500円）が加算されます。

(参考) 個人市町村民税の均等割

税率(年額) 3,500円

※ 東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置分500円を含みます。(注)

〈所得割〉

前年中の所得に対して課税されます。

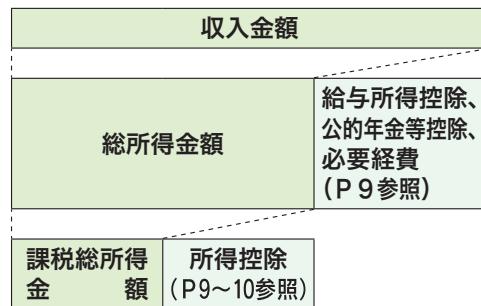
$$\text{納付税額} = \frac{\text{課税総所得金額}}{\text{(前年中の総所得金額)} - \text{(所得控除)}} \times \text{税率※2} - \text{税額控除額}$$

※1 課税総所得金額とは？

所得の種類ごとに、収入金額から必要経費又は法律で定められた一定の控除額（給与所得控除、公的年金等控除など）を控除した金額を「所得金額」といいます（所得金額の合計が「総所得金額」です）。

総所得金額から各種所得控除（9～10ページ参照）を行った金額が、「課税総所得金額」となります。

ただし、土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得、退職所得等については、他の所得と区分して、個別にそれぞれ決められた方法で税額を計算します（分離課税）。



※2 税率

税率 4%

(参考) 個人市町村民税の所得割

税率 6%

●所得の種類と計算方法

種類	内容	計算方法
利子所得	預貯金、国債などの利子の所得	収入金額
配当所得	株式、出資の配当などの所得	収入金額 - 株式などを取得するための 借入金の利子
事業所得	商工業、農業など事業を行っている場合の所得	総収入金額 - 必要経費
不動産所得	土地、建物などを貸している場合の所得	総収入金額 - 必要経費
給与所得	給料、賃金、ボーナスなどの所得	収入金額 - 給与所得控除額
退職所得	退職手当、一時恩給などの所得	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$
譲渡所得	土地、建物、ゴルフ会員権などを売った場合の所得	総収入金額 - 売却した資産の 取得費・譲渡費用 - 特別控除額
山林所得	山林の立木を売った場合の所得	総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
一時所得	生命保険契約の満期返戻金など一時的な所得	$\left(\frac{\text{総収入}}{\text{金額}} - \frac{\text{収入を得るために支出した費用}}{\text{金額}} \right) \times \frac{1}{2}$
雑所得	恩給、年金などの所得 営業でない貸金の利子など、上記所得にあてはまらない所得	公的年金等収入金額 - 公的年金等控除額 総収入金額 - 必要経費

個人県民税

2 県税のあらまし

●給与所得控除額の計算方法

給与収入の金額（年収）	控除額
55万円以下	全額
55万円超162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	給与の収入金額×40%—10万円
180万円超360万円以下	給与の収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	給与の収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	給与の収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

(注) 実際は、給与収入が660万円未満の場合は、所得税法別表第5により給与所得の金額を求めます。

●公的年金等控除額の計算方法

年齢区分	公的年金等収入の金額（年収）	控除額
65歳以上の者	330万円未満	110万円（最低控除額）
	330万円以上410万円未満	収入金額×25%+27万5千円
	410万円以上770万円未満	収入金額×15%+68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×5%+145万5千円
	1,000万円以上	195万5千円
65歳未満の者	130万円未満	60万円
	130万円以上410万円未満	収入金額×25%+27万5千円
	410万円以上770万円未満	収入金額×15%+68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×5%+145万5千円
	1,000万円以上	195万5千円

(注1) 公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、適格退職年金、確定拠出年金等をいいます。

(注2) 年齢は、前年の12月31日現在の年齢によります。

(注3) 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を10万円減額します。

(注4) 公的年金等以外の所得金額が2,000万円を超える場合は控除額を20万円減額します。

●所得控除

（人的控除）

種類	対象者	控除額		差額
		令和5年度 住民税	〔参考〕 令和4年分 所得	
基礎控除	・本人（注1）	43万円	48万円	5万円
配偶者控除	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が48万円以下である者（控除対象配偶者）（注2） ・70歳以上の控除対象配偶者（注2）	最高33万円 最高38万円 (本人の所得による)	最高38万円 最高48万円 (本人の所得による)	最高5万円 最高10万円
配偶者特別控除	・生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しない年間所得金額が133万円以下の者（注2）	最高33万円 (本人及び配偶者の所得による)	最高38万円 (本人及び配偶者の所得による)	最高5万円
扶養控除	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が48万円以下である者（扶養親族）（注3） ・19歳以上23歳未満の扶養親族（特定扶養親族） ・70歳以上の扶養親族	33万円 45万円 38万円	38万円 63万円 48万円	5万円 18万円 10万円
（同居老親等加算）	・70歳以上の扶養親族が本人と同居している場合	+7万円	+10万円	+3万円
障害者控除	・本人又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	27万円	1万円
（特別障害者控除）	・上記の者が特別障害者である場合	30万円	40万円	10万円
（同居特別障害者加算）	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	+12万円
ひとり親控除	・現に婚姻をしていない者で、生計を一にする子を有する者（注4）（注5）	30万円	35万円	5万円
寡婦控除	①夫と離婚した後婚姻していない者で、扶養親族を有する者（注4）（注5） ②夫と死別した後婚姻していない者又は夫の生死が明らかでない者等（注4）（注5）	26万円	27万円	1万円
勤労学生控除	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等（注6）	26万円	27万円	1万円

(注1) 本人の年間所得が2,400万円以下の場合

(注2) 本人の年間所得が1,000万円以下の場合

(注3) 16歳未満の扶養控除は廃止

(注4) 本人の年間所得が500万円以下の場合

(注5) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない者

(注6) 本人の年間所得が75万円以下、かつ給与所得等以外が10万円以下の場合

〈その他の所得控除〉

種類	控除額																												
	令和5年度住民税	(参考) 令和4年分所得税																											
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ①(令和4年中の損失額－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等×10%) ②令和4年中の災害関連支出の金額－5万円	次のいずれか多い方の金額 ①(令和4年中の損失額－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等×10%) ②令和4年中の災害関連支出の金額－5万円																											
医療費控除 (A又はBの選択適用)	A (令和4年中の医療費－保険等により補填された金額)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い方の金額) 最高200万円	(令和4年中の医療費－保険等により補填された金額)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い方の金額) 最高200万円																											
	B (令和4年中の特定一般用医薬品等購入費の額－保険等により補填された金額)－1万2千円 最高8万8千円	(令和4年中の特定一般用医薬品等購入費の額－保険等により補填された金額)－1万2千円 最高8万8千円																											
社会保険料控除	令和4年中に支払った金額	令和4年中に支払った金額																											
小規模企業共済等掛金控除	令和4年中に支払った金額	令和4年中に支払った金額																											
生命保険料控除	①新生命保険料、②介護医療保険料又は③新個人年金保険料(平成24年1月1日以降に契約締結したもの(新契約)) ①から③それぞれで控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超える場合</td> <td>支払った金額 ×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超える場合</td> <td>支払った金額 ×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円を超える場合</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	令和4年中に支払った金額	控除額	12,000円以下	支払った金額	12,000円を超える場合	支払った金額 ×1/2+6,000円	32,000円を超える場合	支払った金額 ×1/4+14,000円	56,000円を超える場合	一律28,000円	①新生命保険料、②介護医療保険料又は③新個人年金保険料(平成24年1月1日以降に契約締結したもの(新契約)) ①から③それぞれで控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>20,000円を超える場合</td> <td>支払った金額 ×1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超える場合</td> <td>支払った金額 ×1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円を超える場合</td> <td>一律40,000円</td> </tr> </tbody> </table>	令和4年中に支払った金額	控除額	20,000円以下	支払った金額	20,000円を超える場合	支払った金額 ×1/2+10,000円	40,000円を超える場合	支払った金額 ×1/4+20,000円	80,000円を超える場合	一律40,000円							
令和4年中に支払った金額	控除額																												
12,000円以下	支払った金額																												
12,000円を超える場合	支払った金額 ×1/2+6,000円																												
32,000円を超える場合	支払った金額 ×1/4+14,000円																												
56,000円を超える場合	一律28,000円																												
令和4年中に支払った金額	控除額																												
20,000円以下	支払った金額																												
20,000円を超える場合	支払った金額 ×1/2+10,000円																												
40,000円を超える場合	支払った金額 ×1/4+20,000円																												
80,000円を超える場合	一律40,000円																												
④旧生命保険料、⑤旧個人年金保険料(平成23年12月31日以前に契約締結したもの(旧契約)) ④と⑤それぞれで控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超える場合</td> <td>支払った金額 ×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超える場合</td> <td>支払った金額 ×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	令和4年中に支払った金額	控除額	15,000円以下	支払った金額	15,000円を超える場合	支払った金額 ×1/2+7,500円	40,000円を超える場合	支払った金額 ×1/4+17,500円	70,000円を超える場合	一律35,000円	④旧生命保険料、⑤旧個人年金保険料(平成23年12月31日以前に契約締結したもの(旧契約)) ④と⑤それぞれで控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>25,000円を超える場合</td> <td>支払った金額 ×1/2+12,500円</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>支払った金額 ×1/4+25,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000円を超える場合</td> <td>一律50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	令和4年中に支払った金額	控除額	25,000円以下	支払った金額	25,000円を超える場合	支払った金額 ×1/2+12,500円	50,000円を超える場合	支払った金額 ×1/4+25,000円	100,000円を超える場合	一律50,000円								
令和4年中に支払った金額	控除額																												
15,000円以下	支払った金額																												
15,000円を超える場合	支払った金額 ×1/2+7,500円																												
40,000円を超える場合	支払った金額 ×1/4+17,500円																												
70,000円を超える場合	一律35,000円																												
令和4年中に支払った金額	控除額																												
25,000円以下	支払った金額																												
25,000円を超える場合	支払った金額 ×1/2+12,500円																												
50,000円を超える場合	支払った金額 ×1/4+25,000円																												
100,000円を超える場合	一律50,000円																												
地震保険料控除	新旧契約併せて合計控除限度額は70,000円になります。	新旧契約併せて合計控除限度額は120,000円になります。																											
	①地震保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払った金額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>一律25,000円</td> </tr> </tbody> </table> ②旧長期損害保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超える場合</td> <td>支払った金額 ×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超える場合</td> <td>一律10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	令和4年中に支払った金額	控除額	50,000円以下	支払った金額×1/2	50,000円を超える場合	一律25,000円	令和4年中に支払った金額	控除額	5,000円以下	支払った金額	5,000円を超える場合	支払った金額 ×1/2+2,500円	15,000円を超える場合	一律10,000円	①地震保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>一律50,000円</td> </tr> </tbody> </table> ②旧長期損害保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>10,000円を超える場合</td> <td>支払った金額 ×1/2+5,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000円を超える場合</td> <td>一律15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	令和4年中に支払った金額	控除額	50,000円以下	支払った金額	50,000円を超える場合	一律50,000円	令和4年中に支払った金額	控除額	10,000円以下	支払った金額	10,000円を超える場合	支払った金額 ×1/2+5,000円	20,000円を超える場合
令和4年中に支払った金額	控除額																												
50,000円以下	支払った金額×1/2																												
50,000円を超える場合	一律25,000円																												
令和4年中に支払った金額	控除額																												
5,000円以下	支払った金額																												
5,000円を超える場合	支払った金額 ×1/2+2,500円																												
15,000円を超える場合	一律10,000円																												
令和4年中に支払った金額	控除額																												
50,000円以下	支払った金額																												
50,000円を超える場合	一律50,000円																												
令和4年中に支払った金額	控除額																												
10,000円以下	支払った金額																												
10,000円を超える場合	支払った金額 ×1/2+5,000円																												
20,000円を超える場合	一律15,000円																												
寄附金控除	地震保険料、旧長期損害保険料併せて合計控除限度額は25,000円になります。	地震保険料、旧長期損害保険料併せて合計控除限度額は50,000円になります。																											
	平成21年度分以後は税額控除となる (次ページ参照)	(令和4年中に支出した特定の寄付金の総額又は総所得金額の40%のいずれか少ない金額)－2千円																											

個人県民税

2 県税のあらまし

●税額控除

〈税源移譲の実施に伴い新設された制度〉

*調整控除（平成19年度分の住民税から適用）

基礎控除や扶養控除などの人的控除額（9ページ参照）は、所得税より住民税の方が低く定められていますため、同じ収入を有していても、課税所得金額は住民税の方が大きくなります。このため、税源移譲に伴い、単純に住民税の税率を引き上げ、所得税の税率を引き下げた場合、負担増が生じることになります。

「調整控除」は、この人的控除額の差に基づき生じる負担増を調整するため、住民税から下表の額を控除するものです。

区分	控除額
合計課税所得金額 200万円以下の場合	①または②のいずれか少ない金額の5%（県民税2%、市民税3%） ① 人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額
合計課税所得金額 200万円超の場合	{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} × 5%（県民税2%、市民税3%） ※この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

*住宅ローン控除（平成22年度分の住民税から適用）

政府が実施する生活対策の一つとして、平成21年度の税制改正で新たに創設された制度です。前年分の所得税において住宅ローン控除の適用がある方で、所得税における住宅ローン控除額が所得税額より大きく、所得税から控除しきれない額が生じる場合には、その額を翌年度分の住民税から控除するものです。

対象者	控除額
平成21年1月1日から 平成26年3月31日まで に入居した方	①または②のいずれか少ない金額 ①前年の所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税において控除しきれなかった金額 ②前年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額（97,500円が限度）
平成26年4月1日から 令和3年12月31日まで に入居した方	①または②のいずれか少ない金額 ①前年の所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税において控除しきれなかった金額 ②前年分の所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じた額（136,500円が限度）
令和4年1月1日から 令和7年12月31日まで に入居した方	①または②のいずれか少ない金額 ①前年の所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税において控除しきれなかった金額 ②前年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額（97,500円が限度）

（注）市町村への申告は不要です。ただし、確定申告や年末調整により、所得税の住宅ローン控除を受けるための手続きは必要です。

〈他の税額控除〉

寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などがあります。

*寄附金税額控除（平成21年度分の住民税から適用）

都道府県・市区町村等に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、住民税額から控除するものです。

個人県民税の寄附金税額控除の対象寄附金	
1	総務大臣の指定を受けた都道府県・市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）
2	茨城県共同募金会及び日本赤十字社茨城県支部に対する寄附金
3	茨城県県税条例で指定されている寄附金 →所得税の寄附金控除の対象寄附金（①財務大臣が指定した寄附金②特定公益増進法人（独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人（所轄庁の証明を受けているもの）、社会福祉法人、更生保護法人）に対する寄附金③特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭④認定NPO法人に対する寄附金）のうち、次に掲げるもの (1) 埼内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金 (2) 茨城県知事又は茨城県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行うものとされた公益信託の信託財産とするために支出した金銭 (3) 埼内に從たる事務所のみ有する学校法人及び社会福祉法人に対する寄附金
個人県民税の寄附金税額控除の控除額の算出方法等	
総務大臣の指定を受けた都道府県・市区町村に対する（ふるさと納税）は、次の1と2の合計額を税額から控除。それ以外の寄附金は、次の1のみを税額から控除。	
1	（寄附金額 - 2,000円）× 4%（市町村民税は6%）
2	（寄附金額 - 2,000円）× （90% - 所得税の税率（復興特別所得税含む））× 5分の2（市町村民税は5分の3）
※	1の寄附額は、総所得金額の30%を限度
※	2の額は、個人住民税所得割額（調整控除額控除後の額）の2割を限度

（注）寄附金税額控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。なお、一定の条件を満たす給与所得者等の方を対象として、確定申告を不要とする「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。詳しくは茨城県総務部税務課ホームページをご覧ください。

●パートと税金

令和4年中の パート収入	パートをした本人に 税金がかかるかどうか		パートをした方の配偶者の所得から 配偶者控除が受けられるかどうか	
	住民税所得割	所得税	住民税	所得税
100万円以下	かからない			
100万円超 103万円以下	かかる	かかる	受けられる	受けられる
103万円超		かかる	受けられない	受けられない

(注) 住民税均等割は、市町村によって税金がかかる収入が異なります(7ページ参照)ので、お住まいの市町村の住民税担当課にお問い合わせください。

計算してみましょう

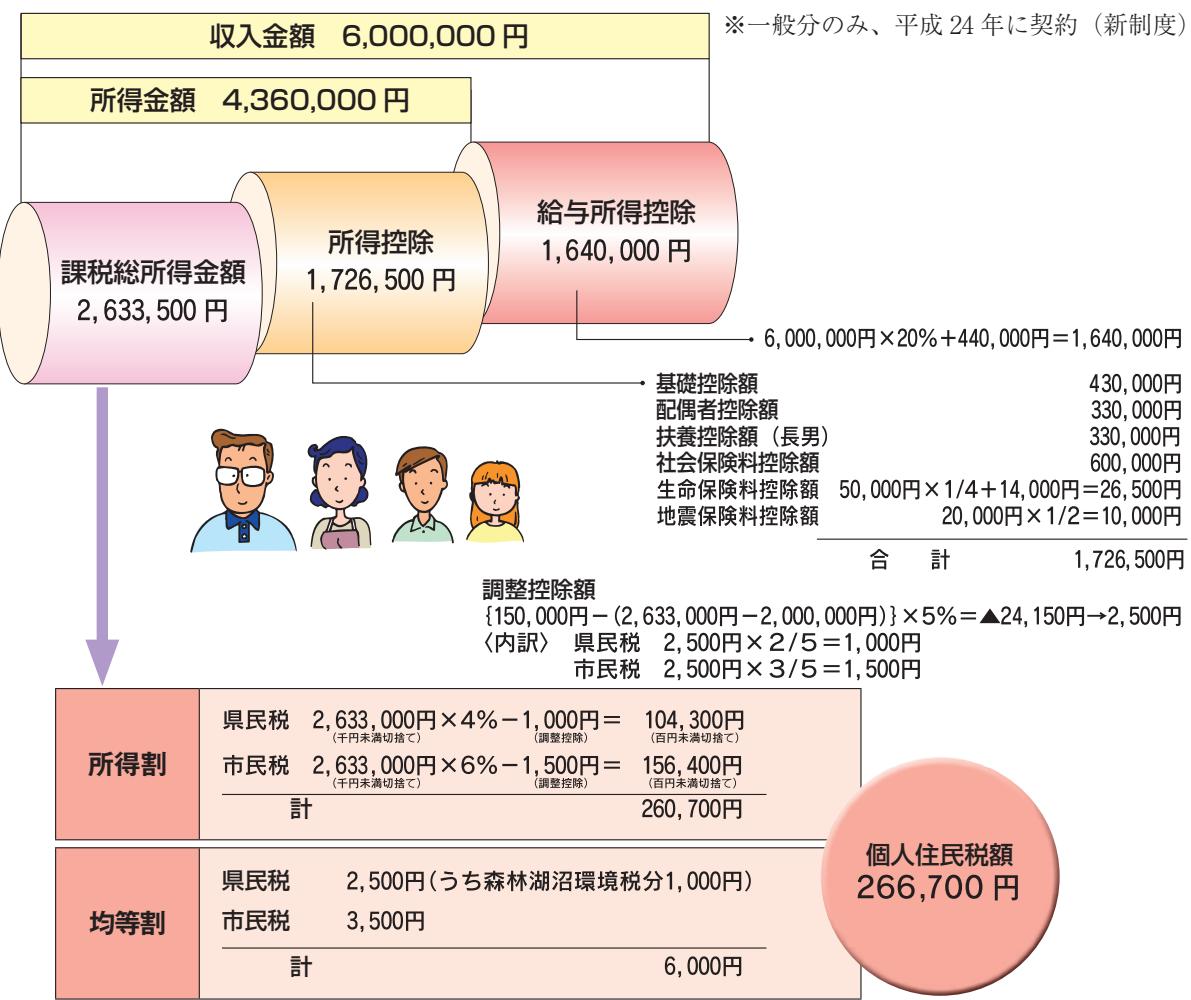
個人住民税の計算例

水戸市に住む4人家族の個人住民税（県民税・市町村民税）は、いくらになるでしょう。

(家族構成)

(令和4年中の収支等)

本人	サラリーマン	収入	6,000,000円
妻	専業主婦	社会保険料	600,000円
子(長男)	高校2年生(17才)	生命保険料	50,000円 ※
子(長女)	中学3年生(15才)	地震保険料	20,000円



(この計算例は、令和5年4月1日現在の法律に基づいて作成したものです。)

県民税配当割

2 県税のあらまし

上場法人等から受け取る上場株式等の配当や特定公社債（国債・地方債・上場公社債・公募公社債など）の利子、公募公社債投資信託の収益の分配等について、支払いの際に課税されるもので、所得税（国税）と一緒に、配当等の支払いをする上場法人などを通じて納めます。



納める人

県内に住所があり、一定の配当などの支払いを受ける人が、配当などの支払いをする株式会社などを通じて納めます。



納める額

$$\text{税額} = \boxed{\text{一定の上場株式等の配当などの額}} \times \boxed{5\%}$$



申告と納税

上場法人等が特定配当等から税額を差引き、毎月分をまとめて翌月の10日までに申告し、納税します。ただし、源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）にかかる配当等については翌年の1月10日までに申告し、納税します。



非課税

次の配当等には課税されません。

区分		非課税限度額
障害者等	少額公債非課税制度(特別マル優)	元本350万円

1 障害者等とは、身体障害者、寡婦年金受給者などをいいます。

2 表以外にも、少額投資非課税制度（NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA）における非課税口座又は未成年者口座内の配当等は非課税となります。



市町村への交付

県に納められた県民税配当割から、事務費を控除した額の5分の3に相当する金額が市町村の個人県民税の額に応じて市町村に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

2 県税のあらまし

証券会社等から受け取る上場株式等の譲渡益について、支払いの際に課税されるもので、所得税（国税）と一緒に、上場株式等の譲渡益の支払いをする証券会社などを通じて納めます。

なお、県民税配当割と同じく、上場株式等の譲渡益についても、少額投資非課税制度（NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA）の対象となります。



納める人

県内に住所があり、源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得などの支払いを受ける人が源泉徴収選択口座を開設した証券会社等を通じて納めます。



納める額

$$\text{税額} = \boxed{\text{源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得などの額}} \times \boxed{5\%}$$



申告と納税

証券会社等が源泉徴収選択口座内の年間の損益を通算し、年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納税します。



市町村への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割から、事務費を控除した額の5分の3に相当する金額が市町村の個人県民税の額に応じて市町村に交付されます。

県民税利子割

2 県税のあらまし

金融機関などから受け取る預貯金などの利子等について、支払いの際に課税されるもので、所得税（国税）と一緒に、利子等の支払いをする金融機関などを通じて納めます。



納める人

県内の金融機関などから利子等の支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

※ 利子等とは？…特定公社債以外の公社債の利子、預貯金の利子のほかに、抵当証券、掛金、金貯蓄（投資）口座、一時払保険等の金融類似商品の収益も含まれます。



納める額

$$\text{税額} = \text{利子等の額} \times 5\%$$



申告と納税

金融機関などが利子等から税額を差引き、毎月分をまとめて翌月の10日までに申告し、納税します。



非課税

次の利子等には課税されません。

区分		非課税限度額
障害者等	少額預金非課税制度（マル優）	元本350万円
勤労者	①財産形成住宅貯蓄	元本、①、②をあわせて550万円
	②財産形成年金貯蓄	

- 1 利子等についての非課税手続には、金融機関等の窓口に非課税貯蓄申告書等を提出することが必要です。
- 2 障害者等とは、身体障害者、寡婦年金受給者などをいいます。
- 3 表以外に所得税法等において非課税とされている利子等があります（当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、こども銀行預貯金の利子など）。



市町村への交付

県に納入された県民税利子割のうち、個人の納めた部分から事務費を控除した額の5分の3が市町村の個人県民税の額に応じて市町村に交付されます。

茨城県からのお知らせ

地方税電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」をご利用ください

県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割は、令和3年10月1日から電子申告・電子納税を行うことができるようになりました。詳しくは16ページをご覧ください。

法人県民税

2 県税のあらまし

この税金は、会社などの法人も、個人（自然人）と同様に財産を持ったり、生産や販売などといった活動を行っていることから、県の行政に必要な経費を個人と同様に広く負担していただくものです。

法人事業税と同様に、自ら税額を計算して申告し、納税する制度となっています。



納める人

法人県民税には均等割と法人税割があり、県内に事務所や事業所がある法人などが納めます。

法 人	均等割	法人税割
県内に事務所又は事業所（本店・支店・工場など）を設けている法人	○	○
県内に寮・宿泊所・クラブ・保養所・集会所などのみを設けている法人	○	—
県内に事務所、事業所、寮等を有する、 法人でない社団又は財団	収益事業を営むもの	○
	収益事業を営まないもの	—
非課税に該当しない公益法人など	収益事業を営むもの	○
	収益事業を営まないもの	○

○は申告・納税義務があることを表します。



非課税

次の法人には課税されません。

- 1 国、非課税独立行政法人、都道府県、市町村、地方公共団体の組合など
- 2 収益事業を営まない、一部の公益法人等（日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人など）
や労働組合など



納める額

区分	均等割 (年額)	法人税割			
		平成26年10月1日以後かつ令和元年 9月30日までに開始した事業年度		令和元年10月1日以後に 開始した事業年度	
		法人税額 年1,000万円以下	法人税額 年1,000万円超	法人税額 年1,000万円以下	法人税額 年1,000万円超
資本金等の額*が 50億円を超える法人	880,000円				
資本金等の額*が10億円を 超え50億円以下の法人	594,000円	法人税額 × 4.0% (税率)		法人税額 × 1.8% (税率)	
資本金等の額*が1億円を 超え10億円以下の法人	143,000円				
資本金等の額*が1,000万円を 超え1億円以下の法人	55,000円				
資本金等の額*が 1,000万円以下の法人	22,000円	法人税額 × 3.2% (税率)		法人税額 × 1.0% (税率)	
公益法人など					

(注1)「資本金等の額」とは、法人税における資本金等の額又は連結個別資本金等の額をいいます。

(注2) 均等割については、平成20年4月1日以後に開始する事業年度の申告から森林湖沼環境税として10%が加算されています。森林湖沼環境税については、63ページをご覧ください。

(注3) 法人税割については、資本金等の額1億円超又は法人税額年1,000万円超の法人を対象に、標準税率(3.2%又は1.0%)に0.8%を上乗せする超過税率を適用しています。

* 法人県民税の税率区分の基準となる資本金等の額は、地方税法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいいます。なお、平成27年4月1日以後に開始した事業年度については、資本金等の額（無償増資又は無償減資等による欠損填补を行った場合は、調整後の額）が、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額に満たない場合の資本金等の額は、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額になりました。



申告と納税

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告 <small>〔事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人〕</small>	予定申告	前事業年度の _____ 6 法人税割額 × 前事業年度の月数 + 均等割額 × $\frac{\text{算定期間に事務所等を有していた月数}}{12}$	事業年度開始の日以後 6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告	法人税額 × 税率 + 均等割額 × $\frac{\text{算定期間に事務所等を有していた月数}}{12}$	
確定申告		(法人税額 × 税率 + 均等割額) — 中間納付額	事業年度終了の日 から2か月以内 <small>〔法人税の申告納付期限が延長された旨の届出をした法人については当該延長された申告納付期限内〕</small>
法人税が課税されない公益法人など		均等割額	4月30日

(注) 茨城県以外の都道府県にも事務所又は事業所がある法人の法人税割額については、関係都道府県ごとの従業者数を基準(「分割基準」といいます。)にして、あん分計算した税額を申告し、納めることになっています。

●地方法人税（国税）について

地域間の税源の偏在を是正するため、平成26年10月の法人県民税法人税割の税率引下げの際に、地方法人税（国税）が創設されました。

令和元年10月の法人県民税法人税割の税率引下げに伴い、当該引下げ相当分が新たに地方法人税（国税）に加算されました（令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用）。

茨城県からのお知らせ

地方税電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」をご利用ください

- 「eLTAX(エルタックス)」とは……
地方公共団体で組織した「地方税共同機構」が運営する、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。
- 電子申告のメリット
 - ・インターネットでオフィスや自宅から申告・申請届出等をすることができます。
 - ・複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできます。
- eLTAXを利用できる方
 - ・利用可能対象税目に係る申告等手続きを行う方
 - ・税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方
- 利用できる手続き
 - ・法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告及び納税
 - ・法人設立・設置届出・異動届等の届出
 - ・県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の申告及び納税
- ご利用に必要なもの
 - ・パソコンとインターネットへの接続が可能な環境
 - ・電子証明書の取得（利用届出や申告データの送付の際に、電子証明書による電子署名を行います。）
※ 平成19年4月から、税理士関与の電子申告は、納税者の電子証明書が不要となりました。
 - ・利用者IDの取得、PCdeskの入手（eLTAXホームページからダウンロードできます。）
- お問い合わせ
 - eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)



個人事業税

2 県税のあらまし

この税金は、個人が事業を行う際に利用する道路などの公共施設や各種の公共サービスに必要な経費の一部を負担していただくものです。



納める人

県内に事務所又は事業所があり、下の表に掲げる事業を行っている個人



納める額

$$\text{税額} = \boxed{\text{事業の課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}}$$

区分	事業の種類				税率
第一種事業(37業種)	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業	5%
	保険業	船舶定期場業	飲食店業	商品取引業	
	金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業	
	物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業	
	不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業	
	製造業	印刷業	問屋業	案内業	
	電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業	
	土石採取業	写真業	演劇興行業		
	電気通信事業	席貸業	遊技場業		
	運送業	旅館業	公衆浴場業のうちサウナなど		
第二種事業(3業種)	畜産業	水産業	薪炭製造業		4%
第三種事業(30業種)	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業のうち銭湯	5%
	歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業	
	薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業	
	獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業	
	弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業	
	司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業	
	行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業	
	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業 (カイロプラクティック等を含む)			装蹄師業	3%

(注) 第二種事業を営む方で、家族や同居の親族の年間延労働日数が使用人などの年間延労働日数を超える場合には、事業税はかかりません。

●事業の課税所得金額とは？

前年中の事業の総収入金額から必要経費を差し引き、損失の繰越控除、事業主控除などの各種控除を行った金額です。

●事業の必要経費

事業の必要経費とは、仕入品の原価、原材料の代価、土地、家屋その他事業を行うために必要な物件の修繕費又は借入料、事業用固定資産の減価償却費、公租公課（事業税・固定資産税・自動車税など）、使用人の給料、事業専従者控除等で事業の収入をあげるために必要ないっさいの経費をいいます。

なお、事業専従者控除に関して、青色申告者と白色申告者の控除額はそれぞれ以下のようにになります。

事業専従者控除	青色申告者	白色申告者
生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱら当該事業に従事する方がいる場合	事業専従者に支払われた給与額を控除できます。	配偶者……………86万円 配偶者以外…50万円 (注)

(注) $\frac{\text{事業専従者控除前の所得金額}}{\text{事業専従者数} + 1}$ により算出した額が上記金額よりも低い場合には、その金額が控除となります。

●各種控除

種類	青色申告者	白色申告者
1 損失の繰越控除 事業による所得が損失（赤字）となる場合	損失の生じた年の翌年から3年にわたって控除できます。	控除できません。
2 被災事業用資産の損失の繰越控除 地震・火災などにより事業に使っていた資産（建物・機械・車両など）が被害を受け、損失が生じた場合	損失の生じた年の翌年から3年にわたって控除できます。 ※東日本大震災による被災事業用資産の損失については5年にわたって控除できます。	
3 事業用資産の譲渡損失の控除及び 事業用資産の譲渡損失の繰越控除 事業に使っていた資産のうち、土地や建物以外の機械・車両などを譲渡したため損失が生じた場合	損失の生じた年及び翌年から3年にわたって控除できます。	損失の生じた年のみ控除できます。
4 事業主控除	年額290万円控除できます。 (事業を行った期間が1年未満の場合は月割計算します。)	



課税免除・不均一課税

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内に事業所等を新增設し、一定の要件を満たす事業者を対象に、不動産取得税や事業税等を免除・軽減する特別措置（課税免除・不均一課税）を設けています。対象事業や要件など、詳しくは61～62ページをご覧ください。

個人事業税

2 県税のあらまし



申 告

3月15日までに前年分の事業の所得について申告します。

年の途中で事業を廃止した場合は、廃止した日から1か月以内（事業主の死亡による廃止の場合は4か月以内）にその年の1月1日から事業廃止の日までの所得について申告します。

なお、所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した人は、個人事業税の申告書を提出する必要はありませんが、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」又は住民税申告書の「事業税に関する事項」欄は、必ず記載してください。



納 税

県税事務所から送られる納税通知書により納めます。

納める期間は次のとおりです。ただし、税額が10,000円以下の場合は第1期に全額を納めます。

第1期	8月21日から8月31日まで
第2期	11月21日から11月30日まで

※上記納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

茨城県からのお知らせ

個人事業税の納税は簡単便利な口座振替で

○口座振替

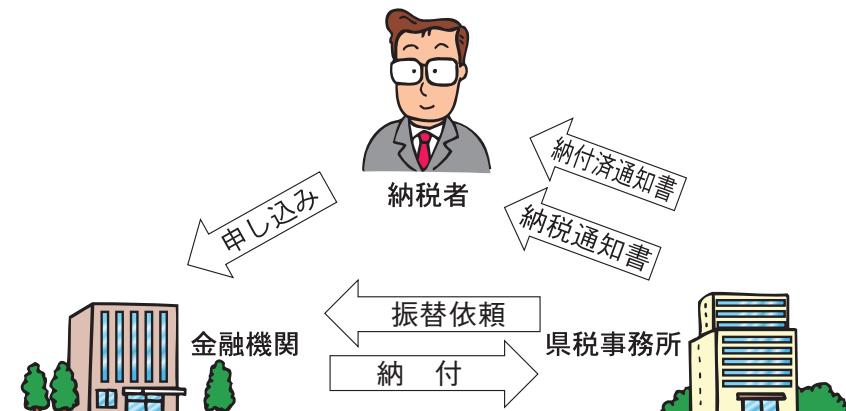
個人事業税は、口座振替により納税することができます。納期限の日に預金口座から振替納税されますので、納め忘れの心配や納期のたびに金融機関等に出向く必要がなくなり大変便利です。

お申し込みは、口座振替依頼書に必要事項を記入し、銀行届出印を押印のうえ金融機関に提出してください。

詳しくは、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

○口座振替による納税の仕組み

金融機関が納税者に代わってご指定の預金口座から自動的に振り替えて納税する制度です。



計算してみましょう

個人事業税の計算例

夫婦で青果店を営んでいるAさんは、昨年の年間売上が2,200万円でした。そのうち仕入原価などの必要経費が1,600万円で、奥さんに年間150万円の給与を支給していました。また、おととしの台風で建物に100万円の損害を受けた結果、おととしの事業所得は140万円の赤字でした。

青果店を営んでいるAさんは、物品販売業（第一種事業）に該当し、税率は5%になります。

Aさんが青色申告者の場合

年間総収入	22,000,000円	必要経費	16,000,000円
事業専従者控除	1,500,000円	損失の繰越控除（被災損失分を含む）	1,400,000円
事業主控除	2,900,000円		
課税所得金額	22,000,000円 - 16,000,000円 - 1,500,000円 - 1,400,000円 - 2,900,000円 = 200,000円		
税額	200,000円 × 0.05 = 10,000円		年税額10,000円を、8月に全額納めることになります。

Aさんが白色申告者の場合

年間総収入	22,000,000円	必要経費	16,000,000円
事業専従者控除	860,000円	被災事業用資産の損失の繰越控除	1,000,000円
事業主控除	2,900,000円		
課税所得金額	22,000,000円 - 16,000,000円 - 860,000円 - 1,000,000円 - 2,900,000円 = 1,240,000円		
税額	1,240,000円 × 0.05 = 62,000円		年税額62,000円を、8月（31,000円）と11月（31,000円）の2回に分けて納めることになります。



法人事業税

2 県税のあらまし

この税金は、会社などの法人も、事業を行う場合には、道路などの公共施設の利用や警察による治安、保健衛生など各種の公共サービスを受けていることから、所得や収入金額に応じて負担していただくものです。

法人県民税と同様に、自ら税額を計算して申告し、納税する制度となっています。



納める人

県内に事務所や事業所がある法人などが納めます。

法 人	法人事業税
県内に事務所又は事業所（本店・支店・工場など）を設けている法人	○
県内に寮・宿泊所・クラブ・保養所・集会所などのみを設けている法人	—
県内に事務所、事業所、寮等を有する、法人でない社団又は財団	○ —
非課税に該当しない公益法人など	○ —

○は申告・納税義務があることを表します。



納める額

法人区分	課税標準	税率				
		平成28年4月1日以後かつ令和元年9月30までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後かつ令和2年3月31までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後かつ令和4年3月31までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
資本金1億円以下の普通法人	所得金額	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
		年400万円を超える800万円以下の金額	5.1%	5.3%	5.3%	5.3%
		年800万円を超える金額及び清算所得	6.7%	7.0%	7.0%	7.0%
特別法人 (農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得金額	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
		年400万円を超える金額及び清算所得	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%
資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税対象法人)	所得金額	付加価値額 付加価値割額*	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
		資本金等の額* 資本割	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
		所得割 所得のうち 年400万円以下の金額	0.3%	0.4%	0.4%	1.0%
電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業を除く)・ガス供給業(一般ガス導管事業・特定ガス導管事業)・保険業	収入金額	年400万円を超える800万円以下の金額	0.5%	0.7%	0.7%	
		年800万円を超える金額及び清算所得	0.7%	1.0%	1.0%	
		収入割	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%
電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業)(資本金1億円超)	収入金額	付加価値額 付加価値割額*			0.37%	0.37%
		資本金等の額* 資本割			0.15%	0.15%
		所得割 所得のうち 年400万円以下の金額	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%
電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業)(資本金1億円以下)	所得金額	年400万円を超える800万円以下の金額	0.5%	0.7%	0.7%	1.85%
		年800万円を超える金額及び清算所得	0.7%	1.0%	1.0%	
		所得割			1.85%	1.85%
ガス供給業 (特定ガス供給業)	収入金額	付加価値額 付加価値割額*			0.48%	0.48%
		資本金等の額* 資本割			0.77%	0.77%
		所得割 所得のうち 年400万円以下の金額	0.9%	1.0%	1.0%	0.32%

(注1) 平成27年3月31日以前に開始した事業年度に係る税率については、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所があり、かつ、資本金が1,000万円以上の法人については、所得割の軽減税率は適用されません。

(標準税率：所得区分にかかわらず、使われている法人区分の対象事業年度の最高税率)

(注3) 付加価値額とは、各事業年度の収益配分額(報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合算額)と単年度損益を合算したもの。収益配分額に占める報酬給与額の割合が7割を超える法人については、配慮措置あり。

(注4) 資本金等の額とは、法人税法に規定する資本金等の額。特に額が大きな法人については、配慮措置あり。

(注5) 平成22年度税制改正により、清算所得課税が廃止されたので、平成22年10月1日以降に解散した法人については、通常どおりの所得課税になります。

(注6) 平成30年度税制改正により、ガス中小事業者(規制料金の対象外で、20万kW以上のLNG基地を有していない中小規模の事業者)が行う製造及び小売に係る事業について、従来の収入金課税方式から通常の所得金課税方式に30年4月1日以降開始する事業年度から変更となりました。

(注7) 令和2年度税制改正において、電気供給業の課税方式の見直しが行われました。

令和2年4月1日開始の事業年度から電気供給業のうち、発電事業等と小売電気事業等については、資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課されます。

(注8) 令和4年度の税制改正において、令和4年4月1日開始の事業年度より一般ガス供給業は、普通法人や特別法人の税率で課税されることとなりました。

法人事業税 2 県税のあらまし

※ 平成27・28・30年度及び令和2・4年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始する外形標準課税法人の事業年度について、以下のとおり改正になりました。

- ・平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度について、一定の要件を満たす場合、所得拡大促進税制の措置として、付加価値割の算定において一定額を控除します。
- ・平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、資本割の課税標準となる「資本金等の額」は、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額になります(資本金等の額と、資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額との比較による算定については、法人県民税の税率区分と同様の改正となっています)。

●太陽光発電による電気供給業を行う法人の法人事業税について

電気供給業に係る法人事業税は、収入金額等に対して課税されます。

電力会社が行う電気供給業のほか、太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスなどを利用した再生可能エネルギー売電事業も電気供給業に該当します。

電気供給業と他の事業を併せて行う法人は、それぞれの事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれの事業部門ごとに課税標準額及び税額を算定します。



申告と納税

申告の種類	納める税額	申告と納税の期限
中間申告 <small>事業年度が6か月を超える法人の、法人事業税の中間申告額が10万円を超える法人、外形対象法人又は収入金額課税法人</small>	前事業年度の <small>法人事業税割額 × 前事業年度の月数</small>	事業年度開始の日以後 6か月を経過した日から2か月以内
確定期申告(※)	仮決算に基づく中間申告(※) (所得(収入)金額 × 税率) 一中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内 <small>申告納付期限の延長の承認を受けた法人については当該延長された申告納付期限内</small>

(注) 茨城県以外の都道府県にも事務所又は事業所がある法人については、事業の種類によって従業者数、事業所数などを基準(「分割基準」といいます。)にして、関係都道府県ごとに所得(収入)金額をあん分して計算した税額を申告し、納めることになります。

※ 外形標準課税法人の場合、仮決算に基づく中間申告及び確定申告は、所得割額、付加価値割額、資本割額の合算額を申告納付します。

分割基準

事業区分	分割基準
製造業	従業者数(資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)
電気供給業(※)	小売電気事業 課税標準の1/2:事務所数 課税標準の1/2:従業員数
	一般送配電事業 送電事業 特定送配電事業 課税標準の3/4:発電所に接続する電線路の電力の容量 課税標準の1/4:有形固定資産の価額
	発電事業 特定卸供給事業 課税標準の3/4:発電に使用する有形固定資産の価額 課税標準の1/4:有形固定資産の価額
ガス供給業・倉庫業	事務所などの固定資産の価額
鐵道事業・軌道事業	軌道の延長キロメートル数
非製造業(上記以外の業種)	課税標準の1/2:事業所数 課税標準の1/2:従業者数

(注) 新規に法人を設立した場合や、県内に事務所又は事業所を新しく設けた場合は、「法人の設立等に関する申告書」を2か月以内に管轄の県税事務所に提出してください。

※ 上記の電気供給業に関する分割は、平成29年3月31日以後に終了する事業年度から適用します。なお、電気供給業を行う法人の平成29年3月30日以前に終了する事業年度は、課税標準の3/4を発電に使用する有形固定資産の価額で、課税標準の1/4を有形固定資産の価額であん分します。

茨城県からのお知らせ

地方税電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」をご利用ください

法人県民税及び法人事業税は電子申告を行うことができます。詳しくは16ページをご覧ください。

法人事業税

2 県税のあらまし



課税免除・不均一課税

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内に事業所等を新增設し、一定の要件を満たす事業者を対象に、不動産取得税や事業税等を免除・軽減する特別措置（課税免除・不均一課税）を設けています。対象事業や要件など、詳しくは61～62ページをご覧ください。

●地方法人特別税（国税）の廃止と特別法人事業税（国税）の創設について

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税が創設され、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用されました。

また、地方法人特別税は、令和元年9月30日までに開始する事業年度まで廃止されました。

（1）地方法人特別税・令和元年9月30日までに開始する事業年度まで適用

- ① 納める人 法人事業税の所得割又は収入割を納める納税義務者
- ② 納める額

区分	課税標準	税率
平成28年4月1日以後かつ令和元年9月30日までに開始する事業年度		
資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税法人)	基準法人所得割 (標準税率により計算した所得割額)	414.2%
その他の法人		43.2%
収入金課税法人	基準法人収入割	43.2%

③ 申告と納税 県に対して、法人事業税と併せて申告・納税します。

（2）特別法人事業税・令和元年10月1日以降開始する事業年度から適用

- ① 納める人 法人事業税の所得割又は収入割を納める納税義務者
- ② 納める額

区分	課税標準	税率		
		令和元年10月1日以後かつ令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後かつ令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税法人)	基準法人所得割 (標準税率により計算した所得割額)	260%	260%	260%
所得割額によって課税される普通法人		37%	37%	37%
所得割額によって課税される特別法人		34.5%	34.5%	34.5%
電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業を除く)・ガス供給業(一般ガス導管事業・特定ガス導管事業)・保険業	基準法人収入割	30%	30%	30%
電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業)	基準法人収入割	30%	40%	40%
ガス供給業(特定ガス供給事業)	基準法人収入割	30%	30%	62.5%

※一般ガス供給業は、令和4年4月1日以後普通法人や特別法人の税率で課税されます。

③ 申告と納税 県に対して、法人事業税と併せて申告・納税します。

■市町村への交付

県に納められた法人事業税の100分の7.7に相当する額が従業者数の割合に応じて市町村に交付されます。

地方消費税

2 県税のあらまし

この税金は、国の税金である消費税と同様に、資産の譲渡（商品を販売する取引等）や役務の提供（サービス取引等）などの国内取引や輸入取引に課税され、その税額は、事業者の販売する物品やサービスの価格に上乗せされて、最終的には消費者に負担を求める税金です。



納める人

〈譲渡割〉（国内取引に係る地方消費税）

製造、卸、小売等の各段階の事業者（個人、法人）

〈貨物割〉（輸入取引に係る地方消費税）

外国貨物を保税地域から引き取る者

※ 保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。



納める額

地方消費税は消費税と併せて、国に納めることになっています。

令和元年10月1日からの税率引上げにあわせて「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」を対象に消費税の軽減税率制度が実施されました。

なお、地方消費税収入(市町村交付金分を含む。)は、制度創設時の1%分を除き、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

区分	税率	
	標準税率	軽減税率
消費税(国)	7.8%	6.24%
地方消費税	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10%	8%



申告と納税

〈譲渡割〉

当分の間、消費税と併せて国(税務署)に申告・納付します。

〈貨物割〉

消費税と併せて国(税関)に申告・納付します。

※ 申告については、消費税と地方消費税を併せて1枚の申告書で申告することができます。



都道府県間の清算

地方消費税は、国の消費税と併せて本店等の所在地に申告しますが、税の性格上、消費の行われた都道府県に帰属させる必要があります。

このため、都道府県間において、消費に関連する指標に基づき清算を行い、消費地と課税地の一致のための調整を行うことになっています。

指標	ウェイト
「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額 ※ 統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものは除外	2分の1
「人口(国勢調査)」	2分の1



市町村への交付

地方消費税の2分の1は、人口等の指標に応じて市町村に交付されます。市町村交付金の交付基準は、地方消費税の引上げ分について社会保障財源化されたことを踏まえて次のとおりとなっています。

引上げ前の従前分(1.0%)	人口(国勢調査) : 従業者数(経済センサス基礎調査) = 1 : 1
引上げ分(1.2%)	全額人口によりあん分

茨城県からのお知らせ

インボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。

インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」(適格請求書発行事業者)が交付する「インボイス」(適格請求書)等の保存が仕入税額控除の要件となります。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)から、インボイス制度特設サイトをご覧ください。

不動産取得税

2 県税のあらまし

不動産（土地、家屋）を取得したときにかかる税金です。



納める人

- 土地を売買、贈与、交換などによって取得した人
- 家屋を建築（新築、増築、改築）、売買、贈与、交換などによって取得した人

● 「不動産の取得」とは？

不動産の所有権を取得することをいい、所有権に関する登記の有無、有償・無償の別を問いません。



納める額

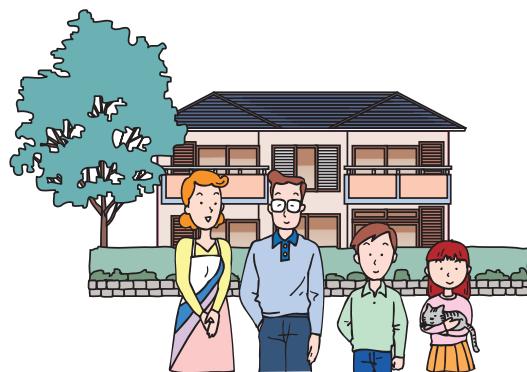
$$\text{税額} = \boxed{\text{不動産の価格 (課税標準額)}} \times \boxed{\text{税率★}}$$

● 「不動産の価格」とは？

- 不動産の売買価格、建設工事価格ではなく、不動産を取得したときの市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。
- 家屋を新築、増築したときや地目を変換したときなど、固定資産課税台帳に価格が登録されていない不動産を取得したときは、国が定める基準（固定資産評価基準）により評価した価格となります。
- 宅地などを令和6年3月31日までに取得したときは、その土地の固定資産課税台帳に登録されている価格を2分の1した額が不動産の価格となります。

★税率

取得した日	種類	家屋	
		土地	住宅
～H15.3.31	4%		4%
H15.4.1～H18.3.31			3%
H18.4.1～H20.3.31	3%		3.5%
H20.4.1～R6.3.31			4%



免税点・非課税

- 免税点…取得した不動産の価格が次の額に満たないときは、不動産取得税はかかりません。

土 地		10万円
家	新築・増築・改築	23万円
屋	売買・贈与・交換など	12万円

※ 免税点は、特例適用住宅（次頁参照）を新築したときのように価格から一定の額が控除されときは、控除した後の価格で判定します。

- 非課税…次のようなとき（主なもの）には、不動産取得税はかかりません。

- ・相続により不動産を取得したとき
- ・社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する不動産を取得したとき
- ・法人の合併または一定の要件を満たす法人の分割により不動産を取得したとき
- ・土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に伴う換地を取得したとき



申 告

不動産を取得した日から 60 日以内に、「不動産取得申告（報告）書」を不動産所在地を管轄する市町村の固定資産税担当課または県税事務所に提出してください。

ただし、不動産を取得した日から 60 日以内に不動産登記法に規定する登記（表示に関する登記又は所有権の登記）を申請した場合には、申告書の提出は不要です。



納 稅

県税事務所から送付される納税通知書により、納税通知書に定められた日までに納めます。



住宅や住宅用土地などを取得した場合の不動産取得税の軽減

〈住宅を取得した場合〉

特例適用住宅または耐震基準適合既存住宅を取得した場合の不動産取得税の税額は、申請することにより次の算式で計算した金額になります。

$$\text{税額} = \boxed{\text{住宅の価格}} - \boxed{\text{控除額 (注1)}} \times \boxed{3\%}$$

●特例適用住宅とは？

次の要件をすべて満たす住宅です。

要 件	控除額 (一戸につき)
○新築または新築された未使用の住宅（建売住宅など）の購入 ○住宅用付属屋を含む住宅部分の床面積が50m ² 以上240m ² 以下 ただし、戸建て以外で賃家用のアパート・マンション等は一戸（区画）当たり40m ² 以上240m ² 以下 上の条件を満たす住宅であって、かつ「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する「認定長期優良住宅」を平成21年6月4日から令和6年3月31日までに取得	1,200万円 1,300万円
○「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に規定する「サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（賃貸住宅）」であって、下の条件をすべて満たす住宅を令和7年3月31日までに新築 (1) 一区画当たり30m ² 以上160m ² 以下（共用部分を含む。） (2) 主要構造部を耐火構造とした建築物、建築基準法第2条第9号の3イ又はロに該当する建築物等 (3) 建築費用について、政府の補助を受けている (4) サービス付き高齢者向け住宅登録簿に記載された戸数が10戸以上	1,200万円

●耐震基準適合既存住宅とは？

次の要件をすべて満たす住宅です。

要 件	新築年月日	控除額 (注1) (一戸につき)
H17.4.1以後に取得した場合		
○取得者自身が居住すること	H9.4.1～	1,200万円
○住宅用付属屋を含む住宅部分の床面積が50m ² 以上240m ² 以下	H元.4.1～ H9.3.31	1,000万円
○次のいずれかの要件を満たす場合 ア S57.1.1以後に新築されたもの イ 取得した日前2年以内に建築士等が行う耐震診断によって新耐震基準に適合していることが証明されているもの	S60.7.1～ H元.3.31 S56.7.1～ S60.6.30	450万円 420万円

（注1）昭和56年6月30日までに新築された住宅の控除される額については、県税事務所へお問い合わせください。

※ 平成26年4月1日以後に、耐震基準適合既存住宅に該当しない既存住宅を取得した場合であっても、取得日から6か月以内に耐震改修を行うことで新耐震基準に適合する証明を受け、その他の要件を満たす場合は、申請により税額が減額されます。

※ 平成27年4月1日以後に、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅を取得した場合（令和7年3月31日までの取得に限ります。）であって、取得してから2年以内に一定の改修工事を行った後に個人に譲渡し、その個人が自己の居住の用に供した場合は、申請により税額が減額されます。

不動産取得税

2 県税のあらまし

〈住宅用土地を取得した場合〉

特例適用住宅用または耐震基準適合既存住宅用の土地を取得したときの不動産取得税の税額は、申請することにより次の算式で計算した金額になります。

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{減額される前の税額}} - \boxed{\text{減額される額（注2）}}$$

区分	減額適用の条件	減額される額（注2）
特例適用住宅用土地の取得	①土地を取得した日から3年（注3）以内に、その土地の上に特例適用住宅が新築された場合（次のいずれかの場合に限る。） ア. 土地を取得した人が、その土地を住宅の新築時まで引き続き所有している場合 イ. 土地を取得した人からその土地を次に取得した人により住宅が新築された場合	①と②のいずれか高い方の額が減額されます。
	②特例適用住宅を新築した日から1年以内にその住宅用の土地を取得した場合	① 45,000円
	③自己居住用の土地付き特例適用住宅（平成10年4月1日以後に新築されたものに限る。）を取得した場合	② 土地 1m ² 当たりの価格（※） \times (住宅の床面積の2倍 (200m ² が限度)) \times 3%
	④自己居住用以外の土地付き特例適用住宅を新築された日から1年以内に取得した場合	(※) 宅地などは土地の価格を1/2した後の額によります。
耐震基準適合既存住宅用土地の取得	①土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得した場合（同時取得した場合も含む。） ②耐震基準適合既存住宅を取得した日から1年以内にその住宅用の土地を取得した場合	

（注3）平成16年4月1日から令和6年3月31日までに土地を取得した場合に限ります。また、同じ時期に土地を取得した場合で、なおかつ、特例適用住宅が居住用の独立的に区画された部分100以上ある共同住宅等であって、土地の取得からその共同住宅等が新築されるまでの期間が3年を超えると見込まれることについてやむを得ない事情があると知事が認めた場合、4年以内となります。

※1 平成30年4月1日以後に、個人が土地を取得した場合で、その取得後1年以内又は取得前1年の期間内に、土地の上の耐震基準適合既存住宅に該当しない既存住宅を取得し、その6か月以内に、耐震改修を完了してその者の居住の用に供したときは、申請により土地の税額が減額されます。

※2 平成30年4月1日から令和7年3月31日までに、宅地建物取引業者が土地と新築後10年以上を経過した中古住宅を同時に取得した場合において、その取得後2年以内に、一定の改修工事を行って個人に譲渡後その者の居住の用に供されたときは、申請により宅地建物取引業者に係る土地の税額が減額されます。

※ 上記1及び2のいずれの場合も、住宅用付属屋を含む住宅部分の床面積が50m²以上240m²以下であることが要件となります。

〈その他の特例〉

次のような場合など、一定の要件を満たしていれば、申請により軽減措置や納税の猶予を受けることができます。

- 土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に住宅を新築する計画がある場合
- 譲渡担保財産の設定の日から2年以内に、担保権者から設定者に譲渡担保財産を移転する予定の場合
- 公共事業のために収用され、または譲渡した不動産に代わる不動産を取得した場合
- 災害により滅失又は損かいした不動産に代わる不動産を取得した場合、また、取得した不動産がその取得した直後に災害により滅失又は損かいした場合



県税の特別措置（課税免除・不均一課税）

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内に事業所等を新增設し、一定の要件を満たす事業者を対象に、不動産取得税や事業税等を免除・軽減する特別措置（課税免除・不均一課税）を設けています。対象事業や要件など、詳しくは60~62ページをご覧ください。

なお、この特別措置を受けるためには、対象事業の用に供する土地、家屋の取得について、それぞれ取得した日から60日以内に「課税免除に係る申告書」又は「不均一課税に係る申告書」を「不動産取得申告（報告）書」と併せて管轄の県税事務所に提出する必要があります。

ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する登記（表示に関する登記又は所有権の登記）を申請した場合には、申告書の提出は不要です。

●不動産と税金

個人が不動産を譲渡、取得したとき、保有しているときにかかる税金は次のとおりです。

区分	譲渡したとき	取得したとき	保有しているとき
国の税金	所得税	相続税、贈与税	地価税
県の税金	県民税	不動産取得税	—
市町村の税金	市民税	特別土地保有税（取得分）	固定資産税、都市計画税 特別土地保有税（保有分）

※ このほか、登記をする際に登録免許税（国税）が課されます。

※ 地価税は平成10年以後、特別土地保有税は平成15年度以後の課税は停止されています。

計算してみましょう

不動産取得税の計算例

令和4年8月に宅地（地積250m²、価格2,000万円）を取得し、令和5年4月に住宅（床面積130m²、価格1,300万円）を新築しました。

※ 軽減措置を受けるためには、県税事務所に申請（申告）手続きが必要です。

【土地】

減額される前の税額

$$20,000,000 \text{ 円} \times 1/2 \times 3\% = 300,000 \text{ 円}$$

(土地の価格) (宅地の特例) (税率)

減額される額 ① ②のうち高い方の額 ※この場合 240,000円となります。

$$\text{① } 45,000 \text{ 円}$$

$$\text{② } (20,000,000 \text{ 円} \times 1/2 \div 250 \text{ m}^2) \times 200 \text{ m}^2 (\text{※}) \times 3\% = 240,000 \text{ 円}$$

(土地 1 m²当たりの価格(宅地の特例適用後)) (床面積の2倍)

※住宅の床面積130m²の2倍は200m²を超えるので 200m²となります。

$$\text{納める額 } 300,000 \text{ 円} - 240,000 \text{ 円} = 60,000 \text{ 円}$$

【家屋】

$$\text{税額 } (13,000,000 \text{ 円} - 12,000,000 \text{ 円}) \times 3\% = 30,000 \text{ 円}$$

(家屋の価格) (控除額) (税率)

県たばこ税

2 県税のあらまし

卸売販売業者などが小売店にたばこを売り渡すときにかかります。

この税金は、皆さんが買うたばこの代金に含まれていますので、実質的には、たばこの購入者が負担していることになります。



納める人

卸売販売業者等（日本たばこ産業（株）、たばこ輸入業者、卸売販売業者）



納める額

1,000本につき 1,070円



申告と納税

卸売販売業者等が毎月分を翌月末日までに申告して納めます。

〈参考〉たばこ1箱に含まれる税金（令和5年4月1日現在）

たばこの代金には、たばこ税（国税）、たばこ特別税（国税）、県たばこ税（県税）、市町村たばこ税（市町村税）、消費税（国税）、地方消費税（県税）が含まれています。

1箱（20本入り580円のたばこ）の中には、約358円の税金が含まれています。

国たばこ税	136.04円
たばこ特別税	16.40円
県たばこ税	21.40円
市町村たばこ税	131.04円
消費税（地方消費税を含む）	52.73円
計	357.61円

※ 平成27年度及び平成30年度税制改正により、紙巻たばこの税率が以下のとおり変更になります。

また、加熱式たばこの課税方式について、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式に見直され、平成30年10月1日から、5年間かけて段階的に移行されました。

※ 令和2年度税制改正により、軽量な葉巻たばこ（1本当たり1グラム以下）について、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率が設定され、令和2年10月から令和3年10月にかけて段階的に引き上げられました。

（税率：円／1,000本）

実施時期	旧3級品の紙巻たばこ			一般の紙巻たばこ			
	地方の たばこ税	道府県 たばこ税		国の たばこ税	地方の たばこ税		国の たばこ税
		道府県 たばこ税	市町村 たばこ税		道府県 たばこ税	市町村 たばこ税	
平成28年4月1日	3,406	481	2,925	3,406	(6,122)	(860)	(5,262)
平成29年4月1日	3,906	551	3,355	3,906	~	~	~
平成30年4月1日	4,656	656	4,000	4,656	~	~	~
平成30年10月1日	~	~	~	~	6,622	930	5,692
令和元年10月1日	6,622	930	5,692	6,622	~	~	~
令和2年10月1日	7,122	1,000	6,122	7,122	7,122	1,000	6,122
令和3年10月1日	7,622	1,070	6,552	7,622	7,622	1,070	6,552

※ カッコ内は平成25年4月1日実施

※ 令和元年10月1日以降、旧3級品の紙巻たばこの税率は、一般の紙巻たばこと同率

茨城県からのお知らせ

たばこは県内で買いましょう

県たばこ税等は、たばこを買った場所の所在する都道府県や市町村の収入となります。

ゴルフ場利用税

2 県税のあらまし

ゴルフ場を利用したときにかかる税金です。



納める人

ゴルフ場を利用した人が施設の経営者を通じて納めます。

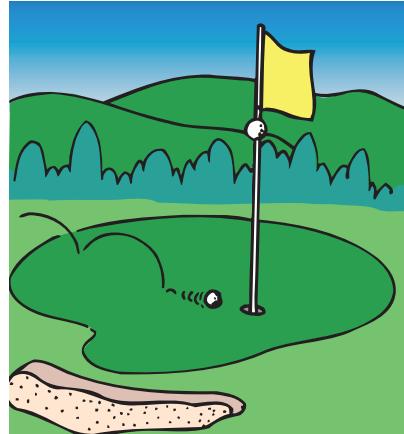


納める額

ゴルフ場の利用者1人1日につき、ゴルフ場の等級によって、下記の表のように決められています。

等級は、ゴルフ場の利用料金とホールの数を基準としてゴルフ場ごとに県が決定します。

ゴルフ場の等級	税率（1人1日につき）
1 級	1,200円
2 級	1,100円
3 級	1,050円
4 級	950円
5 級	900円
6 級	800円
7 級	750円
8 級	650円
9 級	600円
10 級	550円
11 級	450円
12 級	400円



申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分を翌月15日までに申告し、納税します。



非課税

次の方の利用は非課税となります（届出書の提出や、証明するものが必要です。）。

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 年齢18歳未満の方 | 4 国体のゴルフ競技（公式練習を含む。）に出場する選手 |
| 2 年齢70歳以上の方 | 5 学校の授業・課外活動で利用する学生等 |
| 3 障害者の方 | 6 東京オリンピックを含む国際競技大会（公式練習を含む。）に参加する選手 |



市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の10分の7は、そのゴルフ場所在の市町村に交付されます。

茨城県からのお知らせ

ゴルフは県内でプレーしましょう

ゴルフ場利用税は、利用したゴルフ場の所在する都道府県の収入となります。

自動車税（種別割）

2 県税のあらまし

この税金は、自動車をお持ちの方にかかるものです。

軽自動車・オートバイなどには軽自動車税（種別割）（市町村税）がかかります。

※ 令和元年10月1日以降、自動車税は、「自動車税（種別割）」に名称が変更されました。



納める人

県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車・オートバイなどを除く。）を所有している人。

ただし、割賦販売（ローンでの購入）契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にある場合は、買主である使用者の人。



納める額

自動車の種類、用途、総排気量、最大積載量などによって税率が異なり、その主なもの（標準税率）は次のとおりです。

区分		自家用	恒久減税	営業用
乗用車	総排気量	1,000cc以下	29,500円	25,000円
		1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	30,500円
		1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	36,000円
		2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	43,500円
		2,500cc超 3,000cc以下	51,000円	50,000円
		3,000cc超 3,500cc以下	58,000円	57,000円
		3,500cc超 4,000cc以下	66,500円	65,500円
		4,000cc超 4,500cc以下	76,500円	75,500円
		4,500cc超 6,000cc以下	88,000円	87,000円
		6,000cc超	111,000円	110,000円
トラック	最大積載量	1t以下	8,000円	6,500円
		1t超 2t以下	11,500円	9,000円
		2t超 3t以下	16,000円	12,000円
		3t超 4t以下	20,500円	15,000円
		4t超 5t以下	25,500円	18,500円
ライトバン	最大積載量 1t以下	1,000cc以下	13,200円	10,200円
		1,000cc超 1,500cc以下	14,300円	11,200円
		1,500cc超	16,000円	12,800円

※ 恒久減税は、令和元年10月以降に初回新規登録された自家用乗用車に適用されます。

●自動車税（種別割）のグリーン化について（令和5年度）

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の開発と普及を目的として、地方税法により「自動車グリーン化特例」が施行されています。令和5年度におけるグリーン化特例の内容は、以下のとおりです。

1 税額が大きくなる自動車（重課）

以下の条件に該当する自動車については、自動車税（種別割）が通常の税率よりおおむね15%（又は10%）高くなります。

燃料の種類	初度登録（新車登録）年月日	経過期間	適用税率
ガソリン・LPG	平成22年3月31日以前	13年以上	期間を経過した翌年度から 通常の税率より おおむね15%高くなります。
軽油（ディーゼル）	平成24年3月31日以前	11年以上	

(注1) 重課は、抹消登録（廃車手続き）がされるまで適用されます。

(注2) 電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ガソリンハイブリット自動車・一般乗合バス・被けん引車は重課対象外です。

(注3) バス（一般乗合バスを除く）、トラック（被けん引車を除く。）の重課割合は、おおむね10%となります。

2 税額が小さくなる自動車（軽課）

令和4年度に初度登録（新車登録）し、下表に該当する自動車（乗用車）は、令和5年度の自動車税（種別割）が通常の税率より軽減されます。

初度登録 (新車登録)	軽減の要件	税額
令和4年度中	・電気自動車	
令和4年4月1日～	・燃料電池自動車	
令和5年3月31日	・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・プラグインハイブリット車	おおむね 75%軽課

(注1) 排ガス性能と燃費性能の2つの基準を満たした自動車に適用されます。

(注2) 軽減税率の適用期間は1年間です（来年度以降は標準税率となります。）。

(注3) 営業用乗用車のうち、ガソリン・LPG・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）について、令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両については概ね75%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両については概ね50%軽減。

自動車税（種別割）

2 県税のあらまし



申告と納税

自動車を購入したり、廃車、登録事項の変更などをしたときに、そのつど申告します。

県税事務所から送付される納税通知書により、毎年賦課期日（4月1日）現在の所有者（割賦販売契約で所有権が売主にある場合は買主である使用者）が5月10日から5月31日までに納めます。

なお、賦課期日後に、新規登録をした場合は、登録申告とあわせて、登録した月の翌月から月割計算（注）した額を納めます。

（注）月割課税の場合の税額 = 年税額 × $\frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12}$
(100円未満の端数は切捨て)



税金の還付

年度途中で自動車を廃車した場合は、月割により税金が還付されます（移転登録の場合は、譲り渡した人にその年度分全額を納める義務がありますので、還付されません。新所有者には、翌年度から課税されます。）。

茨城県からのお知らせ

年度途中で「他都道府県ナンバー」に変更したときは

年度途中で、引っ越しや自動車の売買等によって、自動車のナンバーが他都道府県のナンバーに変わっても、原則として月割計算による自動車税（種別割）の還付や新たな課税はありません。なお、抹消登録（廃車）の際の還付や、新規登録時（新車・中古車）の課税については、月割計算されます。

○「茨城県ナンバー」から「他都道府県ナンバー」に変更・移転登録した場合

茨城県での還付や変更・移転先の都道府県での新たな課税は行われません（翌年度から変更・移転先の都道府県で課税されます。）。

○「他都道府県ナンバー」から「茨城県ナンバー」に変更・移転登録した場合

変更・移転前の都道府県での還付や茨城県での新たな課税は行われません（翌年度分から茨城県で課税します。）。

注）法令、条例の規定に基づき自動車税（種別割）が課税されていない他都道府県ナンバーの自動車（例：市町村が所有していた自動車など）を購入した場合は、茨城県において、新所有者に月割計算による自動車税（種別割）が課税されます。また、茨城県において自動車税（種別割）が課税されない場合は、移転前の都道府県において、前の所有者に月割計算による自動車税（種別割）が還付されます。

○車検を受ける場合のご注意

自動車のナンバーを「他都道府県ナンバー」に変更してから翌年度の5月30日までの間に車検を受ける場合は、移転前の都道府県の納税証明書が必要となる場合があります。次の点にご注意ください。

- ・ナンバー付きの自動車を売買する場合は、売買時に、納税証明書の引渡し（売る場合）又は受取り（買う場合）を確認しましょう。
- ・引っ越しする場合は、引っ越し前に納税証明書の有無を確認しましょう。

茨城県からのお知らせ

便利な納税方法をご利用ください

○スマートフォン決済アプリでの納税

スマートフォン決済アプリ（PayB、PayPay、LINE Pay）を利用して、納付書に印刷されている「コンビニ取納用バーコード」を読み取ることで、銀行やコンビニ等へ行くことなく「いつでも・どこでも・簡単に」納税することができます。

地方税統一QRコード（eL-QR）付き納付書は、上記の決済アプリ以外も利用可能です。利用可能なアプリは、下記の地方税お支払サイトをご確認ください。

○地方税お支払サイトでの納税

自動車税（種別割）は、納付書に印刷されたeL-QRやeL番号（注1）を使いパソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、クレジットカード（注2）やインターネットバンキング等で納税することができます。

利用可能時間等、詳しくは地方税お支払サイト
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/> をご覧ください。



（注1） eL番号とは、納付書に印刷された「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」をいいます。

（注2） クレジットカード決済の場合、納付金額に応じて、システム利用料がかかります。

○コンビニエンスストアでの納税

自動車税（種別割）は、全国のコンビニエンスストアで、休日、夜間を問わず24時間いつでも納税することができます。

○口座振替

自動車税（種別割）は、口座振替により納税することができます。納期限の日に預金口座から振替納税されますので、納め忘れの心配や納期のたびに金融機関等に出向く必要がなくなり大変便利です。

お申し込みは、口座振替依頼書に必要事項を記入し、銀行届出印を押印のうえ金融機関に提出してください。

詳しくは、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

○自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）

*自動車保有関係手続きのワンストップサービスとは？

自動車を保有する際に必要な各種行政手続と税・手数料の納付が、インターネットを使ってパソコン上から一括して行えるサービスです。

*対象手続

警察で行う「自動車保管場所証明の申請」

運輸支局等で行う「自動車の検査・登録の申請」

県税事務所で行う「自動車税（環境性能割・種別割）の申告・納付」



オンラインで
一括手続き！

*対象車両

OSSを利用可能な車両には条件があります。

詳しくは、OSSポータルサイトのチェックプログラムをご利用ください。

チェックの判定結果がOSS利用対象外の場合は、従来どおり窓口での手続きをお願いします。

*詳しくは

自動車保有関係手続きのワンストップサービス・ポータルサイト

<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/index.html> をご覧ください。



自動車税（種別割）

2 県税のあらまし



減 免

心身に障害のある方が使用する自動車、若しくはこれらの方と生計を一にする方が障害のある方のために使用する自動車、または心身に障害のある方（心身に障害のある方のみで構成される世帯、または、障害のある方と未成年又は70歳以上の方のみで構成される世帯の方に限ります。）のために常時介護する方が使用する自動車は、一定の要件を満たす場合に自動車税（環境性能割・種別割）が減免されます。

1 減免を受けることができる障害の程度

次表に該当する場合です。

手帳の種類	障害の区分	障害の等級（程度）	
		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
身体障害者手帳	視覚障害	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
	聴覚障害	2級及び3級	同上
	平衡機能障害	3級	同上
	音声機能障害	3級（こう頭摘出による音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害がある場合に限る。）	特別項症から第2項症までの各項症（こう頭摘出による音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害がある場合に限る。）
	上肢障害	1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症
	下肢障害 障害のある方が運転する場合	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
		生計を一にする方 又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級
	体幹障害 障害のある方が運転する場合	1級から3級までの各級及び5級	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
		生計を一にする方 又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級及び2級	特別項症から第4項症までの各項症
		移動機能 1級から6級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
	心臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
	じん臓機能障害	同上	同上
	呼吸器機能障害	同上	同上
	ぼうこう又は直腸の機能障害	同上	同上
	小腸の機能障害	同上	同上
	免疫機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
	肝臓機能障害	同上	特別項症から第4項症までの各項症
療育手帳		Ⓐ又はA	
精神障害者保健福祉手帳		1級で次のいずれかに該当する方 - 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 - 医療福祉費受給者証（マル福）をお持ちの方 - 障害の治療のため通院されている方	

(注) 総合（合併）等級の場合は、障害区分ごとに判断します。

例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません。

2 減免の対象となる自動車

障害のある方が自ら使用する自動車又は専ら障害のある方の通学、通院、通所若しくは生業に使用される自動車（次表参照）

減免を受けようとする自動車の運転者	減免を受けようとする自動車の所有者（取得者）	障害者ご本人	障害者と生計を一にする方
障 害 者 ご 本 人		<input type="radio"/> (注1)	<input type="radio"/> (注1、2)
障 害 者 と 生 計 を 一 に す る 方		<input type="radio"/> (注1、2)	<input type="radio"/> (注1、2)
障 害 者 を 常 時 介 護 す る 方		<input type="radio"/> (注3)	<input type="radio"/> (注3)

(注1) 自動車のナンバープレートが「茨」「水戸」「土浦」「つくば」で、自動車検査証の所有者が障害者ご本人又はその方と生計を一にする方（所有権留保付割賦販売契約で購入した場合は、使用者が障害者ご本人又はその方と生計を一にする方）の自家用車に限られます。他の都道府県のナンバー、法人名義、事業用及びリース車は、減免の対象となりません。

(注2) 生計を一にする方とは、障害者と住所が同一である方や障害者と扶養関係がある方を言います。なお、3親等以内の親族に限り、近隣区域（同一大字又は半径2km以内）に居住している場合は生計を一にする方とみなします。また、障害者が福祉施設に入所している場合で、施設への入所申込書等により障害者と3親等以内であることが認められる場合は、近隣区域にかかわらず生計を一にする方とみなします。

(注3) 障害者を常時介護する方とは、減免の対象となる障害者等のみで構成される世帯の障害者が所有（取得）する自動車を、継続して（少なくとも1年以上の間）日常的に（少なくとも週3日程度以上）障害者のために運転しているか又は運転する見込みのある方で市の福祉事務所、町村役場、県の長寿福祉課から常時介護する事実の証明を受けた方のことをいいます。

3 減免申請書の提出期限及び提出先（環境性能割・種別割）

減免を受けようとする場合には、「自動車税（環境性能割・種別割）減免（減額）申請書（障害者に係るもの）」に必要書類を添付（必要書類の提示を含む。）のうえ、提出期限までに提出してください。

納税方法の区分	申請書の提出先	提出期限	
自動車税 (種別割)	証紙徴収 ・新規登録	○水戸ナンバーの場合 水戸県税事務所自動車税分室 ○土浦・つくばナンバーの場合 土浦県税事務所自動車税分室	登録の日から30日以内（注1、2）
	普通徴収	自動車の主たる定置場を管轄する県税事務所	納税通知書に記載された納期限（注3）
自動車税 (環境性能割)	証紙徴収 ・新規登録 ・移転登録	○水戸ナンバーの場合 水戸県税事務所自動車税分室 ○土浦・つくばナンバーの場合 土浦県税事務所自動車税分室	登録の日から30日以内（注1、2）

(注1) 納税方法が証紙徴収のもので、当該年度では自動車税（環境性能割・種別割）が課税されないもの（例：3月に50万円以下の中古車を購入した場合など）については、普通徴収の例により自動車の主たる定置場を管轄する県税事務所に減免申請をしてください。

(注2) 納税方法が証紙徴収のもので、登録日の日の翌日以降に減免申請を行う場合は、登録の日に自動車税（環境性能割・種別割）を納付していただき、減免承認後、還付することになりますのでご注意ください。

(注3) 納税方法が普通徴収のもので、提出期限後に申請があった場合は、翌年度分の減免申請として受付いたします。（ただし、申請時と申請の翌年度の賦課期日（4月1日）時点で、申請内容に変更が生じた場合は、申請が無効となることがあります。）。

自動車税（種別割）

2 県税のあらまし

4 必要書類

1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示

手帳の交付年月日は、普通徴収の場合にあっては、減免申請する日の属する年の3月31日以前、証紙徴収の場合にあっては、登録の日以前である必要があります。

2) 運転する人の運転免許証の提示

3) 納税通知書

普通徴収の場合のみ

4) 生計を一にすることを示す書類又は常時介護証明書（発行から3か月以内のもの）

生計を一にすることが運転若しくは所有する自動車又は障害者のみ（障害者、未成年者又は70歳以上の者のみ）で生活する障害者を常時介護する方が運転する自動車である場合のみ

生計を一にすることを示す書類

区分	必要書類
障害者と住民票上の住所が同じ場合	<ul style="list-style-type: none">原則として生計を一にすることを示す書類は不要です。 ※必要に応じて住民票等の提出を求めることがあります。
障害者と住民票上の住所が違う場合（扶養関係書類あり）	<ul style="list-style-type: none">扶養関係を示す書類（健康保険証、源泉徴収票、確定申告書等の写し）
障害者と住民票上の住所が違う場合（扶養関係書類なし）	<ul style="list-style-type: none">障害者の住民票障害者と納税義務者及び運転者の続柄を示す戸籍謄本又は抄本（3親等以内の親族に限ります。）生計同一確認書（同一大字内又は半径2km以内の区域に居住することを示すもの）
障害者の方が福祉施設へ入所している場合	<ul style="list-style-type: none">障害者の住民票福祉施設の一時帰宅等証明書（減免申請書の裏面）扶養関係を示す書類（健康保険証、源泉徴収票、確定申告書等の写し）又は施設入所申込書等の写し又は障害者と納税義務者及び運転者の続柄を示す戸籍謄本又は抄本（3親等以内の親族に限ります。）

常時介護証明書の発行機関

手帳の種類	証明書発行機関
身体障害者手帳	
療育手帳	市の福祉事務所又は町村役場
精神障害者保健福祉手帳	
戦傷病者手帳	県の長寿福祉課

5) 納税義務者のマイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は64ページをご参照ください。）

6) 減免自動車の抹消登録証明書又は移転登録後の自動車の車検証の写し

既に減免を受けている自動車がある場合のみ

7) 減免を受けようとする自動車の車検証の写し

納税方法の区分が証紙徴収のうち登録の日の翌日以降に減免申請を行う場合のみ

8) 減免申請書（県税事務所にあります。）

5 減免できる台数

減免を受けることができる自動車は、障害のある方一人に対し、一台（軽自動車も含む。）に限られます。そのため、既に減免を受けている自動車（以下「既減免車」という。）がある場合で、既減免車を買い替える場合には、減免申請時に、既減免車について抹消登録又は移転登録が完了している場合に限り、新たに取得した自動車の減免が受けられます。

6 減免する税額

- (1) 自動車税（種別割）
全額を減免します。
- (2) 自動車税（環境性能割）
全額を減免します。

（注）納税方法の区分が証紙徵収のうち登録の日の翌日以降に減免申請を行う場合は、登録の日に自動車税（環境性能割・種別割）を納付していただき、減免承認後、還付することになりますので、ご注意ください。

茨城県からのお知らせ

自動車税についてのよくあるご質問

Q 自動車を譲ってくれた人に納税通知書が届く 手放した自動車の納税通知書が届く

A 自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者（割賦販売の場合は使用者）にかかる税金です。このため、3月31日までに移転登録の手続きが済んでいなかったことが考えられますので、速やかに相手方にご確認ください。自動車を譲ってもらったり、譲ったときは、運輸支局等で必ず移転登録をしましょう。

※ 移転登録の手続きに必要な書類については、運輸支局にご確認ください。

Q こわれて動かなくなった自動車に税金がかかっている

A 登録がある限り自動車税（種別割）が課税されるので、一日も早く所管の運輸支局等で抹消の登録をしましょう。自動車税（種別割）は抹消登録した月まで、月割計算されます。なお、自動車が滅失等している場合や、何らかの事情で抹消登録ができない場合には、県税事務所にご相談ください。

※ 抹消登録の手続きに必要な書類については、運輸支局にご確認ください。

Q 転居して住民票を移したのに納税通知書がこない

A 新しい住所へ納税通知書を送付いたしますので、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。
なお、納税通知書は、車検証の住所に基づいて送付しております。住民票を移しても、車検証の住所は変わりません。所管の運輸支局等で住所変更登録の手続きをする必要があります。

※ 変更登録の手続きに必要な書類については、運輸支局にご確認ください。

Q 納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）がない

A 継続検査等（車検）を受けるときの納税証明書は、運輸支局の窓口で電子的に納付確認ができる場合、提示を省略できるようになりましたが、車検を第三者（業者等）に依頼する場合は、納税証明書の提出（提示）を求められる場合がありますので、依頼先にご確認ください。なお、納税証明書がご必要な場合は、各県税事務所で発行します。

☆登録手続きに関するお問い合わせ

- 茨城運輸支局（国土交通省）…………… ☎ (050) 5540 – 2017
- 茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所…………… ☎ (050) 5540 – 2018
- 軽自動車検査協会茨城事務所…………… ☎ (050) 3816 – 3105
- 軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所…………… ☎ (050) 3816 – 3106

自動車税（環境性能割）

2 県税のあらまし



納める人

自動車を取得した人（軽自動車は除く）。

ただし、割賦販売などで購入し、所有権がまだ売主（ディーラー等）にあるときは、その自動車の買主である使用者です。軽自動車の取得には、軽自動車税（環境性能割）（市町村税）が課税されます。



納める額

$$\text{税額} = \text{取得価額} \times \text{税率}$$

●取得価額について

無償取得などの場合は、通常の取引価額が取得価額となります。

また、自動車取得などの際、エアコン、ステレオ等の取付用品を合わせて取得した場合には、その価額も取得価額に含まれます。

●税率

自動車の環境性能に応じて税率が設定されています。

（乗用車の税率）※令和5年12月31日まで

区分	電気 自動車等	2020年度燃費基準を達成かつ2030年度燃費基準を					左記に 該当なし
		85%達成	75%達成	65%達成	60%達成	55%達成	
自動車税 (環境性能割)	自家用	非課税	1%		2%		3%
	営業用	非課税		0.5%	1%		2%
(参考) 軽自動車税 (環境性能割)	自家用	非課税		1%			2%
	営業用	非課税		0.5%		1%	2%

※ 令和5年度税制改正により、令和6年1月1日から新たな税率区分が適用されます。

（乗用車の税率）※令和6年1月1日以降

区分	電気 自動車等	2020年度燃費基準を達成かつ2030年度燃費基準を				左記に 該当なし
		85%達成	80%達成	70%達成	60%達成	
自動車税 (環境性能割)	自家用	非課税	1%	2%		3%
	営業用	非課税		0.5%	1%	2%
(参考) 軽自動車税 (環境性能割)	自家用	非課税		1%		2%
	営業用	非課税		0.5%	1%	2%

※ 先進安全技術が搭載されたトラック・バス等の新車取得及び乗合バス事業者・貸切バス事業者・タクシー事業者によるバリアフリー車両の新車取得の場合で、定められた条件を満たすとき取得価額から一定額が控除される特例措置が設けられています。



免税点

取得価額が50万円以下の場合は、課税されません。



申告と納税

運輸支局で自動車の登録や届出をする際に申告し、同時に税金を証紙で納めます。



非課税、減免等

非課税	相続による取得や所有権留保付自動車の所有権が売主から買主に移転したときなど
納税義務の免除	自動車販売業者から取得した自動車をその性能が良好でないなどの理由で1か月以内に返還したときなど
減免	身体や精神に障害がある人については、自動車税（種別割）と同じように減免される場合があります。（詳しくは35ページ参照）



市町村への交付

県に納められた自動車税（環境性能割）から、事務費を控除した額の100分の43に相当する金額が市町村道の面積と延長の比率に応じて市町村へ交付されます。

軽自動車税（環境性能割）は、県が徴収を代行し、定置場の所在する市町村に払い込まれます。

軽油引取税

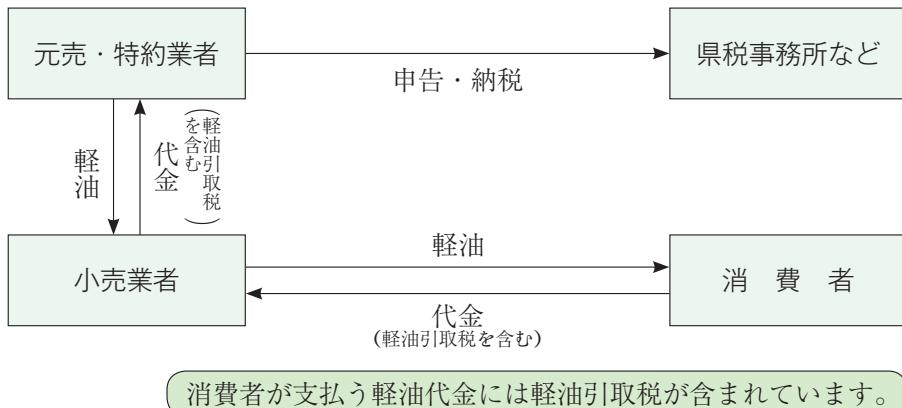
2 県税のあらまし

バス、トラックなどの燃料である軽油の引取りに対して課税される税金です。



納める人

特約業者（元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、知事が指定したもの）又は元売業者（軽油の製造業者、輸入業者又は販売業者で総務大臣が指定したもの）から軽油の引取りを行う人



納める額

1キロリットルにつき 32,100円（1リットルにつき、32円10銭）



課税免除(免税軽油)

船舶や鉄道用車両、農林業用機械の動力源など、地方税法に定められた特定の用途に使われる軽油は、申請により免税となります（令和6年3月31日まで）。



申告と納税

ガソリンスタンドなどの経営者（元売業者又は特約業者）が、毎月分をまとめて翌月末日までに申告して納めます。

●混和軽油などにも軽油引取税がかかります。

混和軽油を販売したり、灯油や重油などを自動車の燃料として販売や消費したときも、販売業者や消費した者に対して軽油引取税が課されます。

軽油引取税

2 県税のあらまし

茨城県からのお知らせ

不正軽油に関する情報は、不正軽油 110番まで

茨城県では、不正軽油による軽油引取税の脱税を調査・摘発するため、不正軽油 110 番を開設して、広く県民の皆様からの情報を受け付けています。不正軽油の製造・販売・使用についての情報を寄せください。

ふせい なし！
☎ 0120 - 241 - 744 (フリーダイヤル 24 時間受付)
Eメール zeimu6 @ pref.ibaraki.lg.jp

不正軽油による脱税とは

軽油に灯油や重油を混ぜた「混和軽油」や、灯油や重油を原料にして作り出す「製造軽油」を、正常な軽油のかわりにディーゼル車の燃料として販売・消費したり、灯油や重油をそのままディーゼル車に給油して、軽油引取税を脱税する行為です。

茨城県からのお知らせ

不正軽油に関する全ての人が罰則の対象となります

- 軽油引取税を脱税すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合には脱税額相当の罰金が科されます。
- 不正軽油の製造に使われることを知って原材料・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、7年以下の懲役、700万円以下の罰金が科されます。
さらに法人には2億円以下の罰金が科されます。
- 不正軽油と知って運搬・保管、購入・販売をすると、3年以下の懲役、300万円以下の罰金が科されます。
さらに法人には、1億円以下の罰金が科されます。
- 知事による製造の承認を受けないで軽油を製造すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。
さらに製造した法人には3億円以下の罰金が科されます。
- 帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると、1年以下の懲役、50万円以下の罰金が科されます。

鉱区税

2 県税のあらまし

この税金は、県内の鉱区で鉱物を採掘する権利（鉱業権）を持っている方にかかる税金です。



納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者



納める額



1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区

- (1) 試掘鉱区 面積 100 アールごとに年額 200 円
- (2) 採掘鉱区 面積 100 アールごとに年額 400 円

2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区

- (1) (2) 以外の鉱区 面積 100 アールごとに年額 200 円
- (2) 河床に存する鉱区 河床の延長 1,000 mごとに年額 600 円

3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区… 1 の税率の 2 / 3

※ 年の途中で鉱業権の設定、消滅があった場合には、月割計算によります。



納 税

県税事務所から送付される納税通知書により 5 月 21 日から 5 月 31 日（年の途中で鉱業権の設定を行った場合は、随時になります。）までに納めます。

狩猟税

2 県税のあらまし

この税金は、狩猟者の登録を受ける人にかかる税金で、鳥獣の保護や狩猟に関する経費に使われます。



納める人

狩猟者の登録を受ける人



納める額



狩猟免許の種類	区分	税額
第一種銃猟免許 (散弾銃・ライフル銃)	① 県民税の所得割額を納める人 ② ①の人の同一生計配偶者、扶養親族	16,500 円
	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者、扶養親族でない人 ④ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、農林水産業に従事する同一生計配偶者、扶養親族 ⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者、扶養親族	11,000 円
	① 県民税の所得割額を納める人 ② ①の人の同一生計配偶者、扶養親族	8,200 円
	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者、扶養親族でない人 ④ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、農林水産業に従事する同一生計配偶者、扶養親族 ⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者、扶養親族	5,500 円
	第二種銃猟免許 (空気銃・ガス銃)	5,500 円

(注) 第一種銃猟免許を持つ人が第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に係る登録を受ける場合の税額は、16,500 円又は 11,000 円となります。
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員については狩猟税が免除されます。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者については、狩猟者の登録が令和 6 年 3 月 31 日までに行われた場合は、狩猟税が免除されます。
狩猟者登録申請書を提出する前日 1 年以内の期間に鳥獣の許可捕獲等を行った者については、狩猟者の登録が令和 6 年 3 月 31 日までに行われた場合は、上記の 2 分の 1 の税額になります。



納 税

狩猟者の登録を受けるとき、証紙で納めます。

県で課税する固定資産税

2 県税のあらまし

固定資産税は、原則として固定資産所在の市町村が課税しますが、法律で定める一定額を超える大規模の償却資産については、県がその超える部分に対して課税します。



納める人

1月1日現在の大規模償却資産の所有者



納める額

$$\text{税額} = \boxed{\text{固定資産の価格の一定額を超える部分の価格}} \times \boxed{\text{税率(1.4%)}}$$



申告

毎年1月1日現在に所有する償却資産について1月31日までに市町村、あるいは県へ申告し、納税通知書により、4月(21~30日)・7月(21~31日)・12月(16~25日)・翌年2月(21~末日)の期間に納付します。



課税免除・不均一課税

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内に事業所等を新增設し、一定の要件を満たす事業者を対象に、不動産取得税や事業税等を免除・軽減する特別措置（課税免除・不均一課税）を設けています。対象事業や要件など、詳しくは61ページをご覧ください。

核燃料等取扱税（法定外普通税）

2 県税のあらまし

核燃料等取扱税は、原子力施設の立地に伴う財政需要に対応するため、原子力事業者等を納税義務者として平成11年4月1日に創設したものです。平成31年4月に更新を行いました。



納める人

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ① (原子炉を設置している) 原子炉設置者 | ⑥ (ガラス固化体の保管を行う) 再処理事業者 |
| ② (原子炉に核燃料の挿入を行う) 原子炉設置者 | ⑦ (プルトニウムの保管を行う) 原子力事業者 |
| ③ (使用済燃料の受け入れを行う) 再処理事業者 | ⑧ (放射性廃棄物の封入等を行う) 原子力事業者 |
| ④ (使用済燃料の保管を行う) 再処理事業者 | ⑨ (放射性廃棄物を保管する) 原子力事業者 |
| ⑤ (高放射性廃液の保管を行う) 再処理事業者 | |



納める額

税 額	①原子炉の熱出力	①1,000キロワットにつき 30,500円(四半期分)
	②原子炉に挿入された核燃料の価額	②価額の8.5%
	③再処理施設において受け入れる使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③重量1キログラムにつき 60,100円
	④再処理施設において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウラン重量	④重量1キログラムにつき 1,500円
	⑤再処理施設において保管する高放射性廃液の数量	⑤容量1立方メートルにつき 1,594,000円
	⑥再処理施設において保管するガラス固化体に係る容器の数量	⑥容器1本につき 1,219,000円
	⑦原子力施設において保管するプルトニウムの重量	⑦重量1キログラムにつき 5,100円
	⑧原子力施設において発生した放射性廃棄物を容器に封入等したときの当該容器の容量	⑧容器1立方メートルにつき 106,000円
	⑨原子力施設において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量	⑨容器1立方メートルにつき 5,100円

* ④、⑤、⑥、⑦、⑨については、保管開始時期による経過措置があります。



申告

課税期間の末日から起算して3月を経過する日の属する月の末日までに知事に申告し、納付します。